

令和3年度 市町村要望（要請）書

○第1回資料

- 1.阿賀野市 R03.02.18 受
- 2.糸魚川市 R03.02.24 受
- 3.聖籠町 R03.02.26 受
- 4.三条市 R03.03.12 受

○第2回資料

- 1.胎内市 R03.07.02 受
- 2.新発田市 R03.07.20 受
- 3.妙高市 R03.07.21 受

胎商観 第 745 号
令和 3 年 6 月 30 日

新潟労働局
労働局長 岩瀬 信也 様

胎内市長 井畑 明

新潟県最低賃金引上げに関する要請書

貴職におかれましては、労働行政の円滑な運営と労働者の生活向上のためにご努力されていることにつきまして、心より敬意を表します。

さて、新潟県の最低賃金決定にあたり以下にご配慮くださるようお願いいたします。

記

1. 令和 3 年度新潟県最低賃金の改定にあたっては、最低生活可能な賃金水準への上積みを図ること。
2. 新潟県の最低賃金は現在 831 円だが、全国平均の 902 円は 71 円も差がある。また依然として都市部との格差は縮まるどころか、年々広がる傾向にある。新潟県内の労働力確保の観点と新潟県の人口流出に歯止めをかけるために、これ以上格差が広がらないよう、最低賃金を近隣地域と並ぶ水準に引き上げること。
3. 最低賃金決定後は、改正金額の周知・徹底と、最低賃金法違反摘発・再発防止などの監督体制を強化すること。また、中小企業・小規模事業者の生産性向上などのための制度を広く周知すること。

以上



令和3年7月16日

新潟労働局

労働局長 岩瀬 信也 様

新発田市長 二階堂

新潟県最低賃金引上げに関する要請書

日頃から、新発田市政に御理解・御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

貴職におかれましては、労働行政の円滑な運営と労働者の生活向上のために御尽力されていることにつきまして、心より敬意を表します。

さて、新潟県の最低賃金決定にあたり、以下に御配慮くださるようお願いいたします。

記

- 1 令和3年度新潟県最低賃金の改定にあたっては、労働者の生活の安定に配慮し、最低限の生活が可能な賃金水準への上積みを図ること。
- 2 新潟県の最低賃金は現在 831 円だが、全国平均 902 円と比較し 71 円の差がある。新潟県内の労働力確保の観点からこれ以上格差が広がらないよう最低賃金を引き上げること。
- 3 最低賃金決定後は、改正金額の周知及び徹底並びに最低賃金法違反の摘発及び再発防止などの監督体制を強化すること。また、最低賃金改定に伴い増加する事業主負担が軽減されるよう中小企業、小規模事業者の生産性向上などのための支援を強化すること。



観 第 122 号

令和3年7月20日

新潟労働局

労働局長 岩 瀬 信 也 様

妙高市長 入 村

新潟県最低賃金引上げに関する要請書

貴職におかれましては、労働行政の円滑な運営と労働者の生活向上のためにご努力されていることにつきまして、心より敬意を表します。

さて、新潟県の最低賃金決定にあたり以下にご配慮くださるようお願いいたします。

記

1. 令和3年度新潟県最低賃金の改定にあたっては、最低生活可能な賃金水準への
上積みを図ること。
2. 新潟県の最低賃金は現在 831 円だが、全国平均の 902 円と 71 円も差がある。
また、依然として都市部との格差は縮まるどころか、年々広がる傾向にある。
新潟県内の労働力確保の観点と新潟県の人口流出に歯止めをかけるために、こ
れ以上格差が広がらないよう、最低賃金を近隣地域と並ぶ水準に引き上げるこ
と。
3. 最低賃金決定後は、改正金額の周知・徹底と、最低賃金法違反摘発・再発防止
などの監督体制を強化すること。また、中小企業・小規模事業者の生産性向上
などのための制度を広く周知すること。

以上

